

# 暴 迫 協 速 報

各 賛 助 会 員 様

財団法人熊本県暴力追放協議会

熊本市水前寺6丁目35番4号

電 話 096-382-0333

FAX 096-382-0346

E-mail kumamoto-b@gold.ocn.ne.jp

おれおれ詐欺、架空請求詐欺、保証金詐欺が依然として多発中。ご注意を！

(本年1月～7月で被害1億円を突破、県警が対策班を設置)

近年、おれおれ詐欺、架空請求詐欺、保証金詐欺などの知能犯罪が多発していることを受け、県警は警察本部内に約80人体制の「身近な知能犯罪抑止対策班」を設置しました。

対策班は、これらの犯罪捜査に重点を置き、捜査情報を共有しての実行犯の摘発や、実行犯が他人名義の金融機関口座を使うケースが多いため、口座の売買や不正開設などに対する摘発も強化することになっています。県警の発表によりますと、本年1月～7月までの「おれおれ詐欺」の発生件数(既遂)は74件被害額は約1億円でいずれも昨年1年分を上回っています。同じく、架空請求詐欺48件(被害額3600万円)、保証金詐欺130件(被害額約8000万円)これらは、いずれも既遂のみで、幸いにして被害にかからなかった件数(未遂)を合わせますと、これらの数十倍になると思われます。これまで暴迫協速報でお知らせしていますように、これらの被害に遭わないように十分注意してください。

※ 保証金詐欺とは、実行する意志もないのに低利な融資を約束し、保証金名下にお金をだまし取る手口をいいます。  
～甘い話には裏がある～

宮崎県下44市町村が不必要な機関誌購読を一斉に拒否

(宮崎県民暴研究会が主導して全国初の一斉行動)

宮崎県下44市町村の職員らに対し、政治団体や社会運動団体を標榜した団体等が不必要な団体機関誌や情報誌の購読を半ば強要していた「不当購読要求」の問題に関し、宮崎県警や宮崎県弁護士会などで組織する「宮崎県民暴研究会」は、このほど44市町村の同意を得て、同機関誌などの発行元・人に一斉に購読拒否通知を送付しました。これは、行政の悪しき慣習を断ち切る意思表示でもあり、全市町村が足並みをそろえて一斉に行動するのは全国でも初のケースです。同研究会は4月、県下全市町村を対象に不当購読要求に関するアンケート調査を実施して26市町村が受けたことがあると回答し、購読紙34紙を確認しました。これを受け、44市町村から委任状を取り付ける形で代理人の弁護士グループが34紙の発行元・人に対し「今後一切の購読を拒否する」との通知書を送付しました。熊本県内でも自治体に限らず一般県民への不当な購読要求が後を絶ちませんが、不必要な機関誌や書籍等の購読要求については、勇気をもって「断る」ことが肝要です。寄附の強要も同じです。

超高金利貸付行為に対する日弁連の対処方針について

(ヤミ金から超高金利で借りた金は返さないでいいか?)

平成14年6月に開催された、日弁連多重債務者救済事業拡大に関する第4回協議会では、ヤミ金の過酷な取立によって悲鳴を上げている被害者を救済するための「ヤミ金融対処の基本」として、

1. いわゆる「ヤミ金融」との交渉に当たっては、ヤミ金融に不法な利益を上げさせない方針を堅

持する。

2. 出資法違反の超高金利による貸付行為は、公序良俗違反により無効であり、ヤミ金融から受け取った金銭は不法原因給付として返還の義務はなく、借り主が支払った金銭は、不当利得として返還請求があることを確認する。

との申し合わせがなされています。

平成15年に貸金業規制法が改正されましたが、出資法違反(年29.2%を超える)の貸付行為の場合は、「貸付行為そのものが公序良俗違反で無効であり支払った金銭(利息)はヤミ金融の不法利得として返還請求権があり、ヤミ金融業者から受け取った金銭(元本)については、返還の義務はない」とする日弁連の対処方針を変更すべき改正はなされませんでした。このため、悪質ヤミ金融については、今後とも上記2の対処方針で交渉に当たるとしているようです。(結局、ヤミ金から超高金利で借りた金「元本」は返さなくてもいいし、支払った金利は返還請求ができることを意味します。)

※ 借りた金を返すのは本来当たり前のことですが、暴力団などが悪質なヤミ金融で暴利を得、その陰で泣いている多くの被害者を救済するためには、このような断固とした対処も法律上は可能ということになります。しかし、現実的には個々の事情等も検討の上、対処方針を決定することになると思いますので、もし、このような問題を抱えている人がいるとすれば、早めに弁護士や当協議会に相談して対処されるよう指導してください。

～ヤミ金の背後には暴力団～

### 情報化社会に悪のりする暴力団員～新手口を駆使～

(民事介入暴力対策鳥取大会から)

日本弁護士連合会が主催する民事介入暴力対策の第42回鳥取大会が、このほど鳥取市で開催されました。今回の協議テーマは、「情報化社会と市民対象暴力」。席上、日弁連民暴対策委員会委員からは、「取締りの強化、世論の高まりなどにあって潜在化、巧妙化が進む暴力団は、プリペイド式携帯電話を使いながら、ヤミ金融、架空請求、おれおれ詐欺などの新しい手口を駆使して相変わらず暗躍している」「民暴の被害者は、これまで弱みを握られた企業や行政機関などに特定され、面談の強要から始まる形が多かったが、最近は不特定多数の個人を相手として不法な収益を上げる手法が増大している」とした上で、情報化社会型の市民対象暴力の特徴として、

- 不特定多数の一般市民が被害者になる。
- 名簿の売買などにより大量の個人情報流失する。
- プリペイド式携帯、メールなどが架空名義で使用され、匿名性の強い脅迫が行われる。
- 現金の移動は、架空の銀行口座などが利用される。

などの特徴をあげて注意を喚起しました。また、この問題に対する対策として、電気通信事業者、銀行などの金融機関に対する特別措置や法規制の必要性なども訴えました。

### 最近の相談事例から

◆ 知人への借金を取り返すため、第三者を介して暴力団に取り立てを依頼したところ、全く返済してもらえなかった上、その第三者から暴力団への高額な謝礼を要求された。

熊本市内の無職Aさん(24歳)は、以前勤務していた会社の同僚B(26歳)に数十万円を貸していたが、度重なる返済要求にも応じてもらえなかった。このため、同じ会社の先輩であった第三者のC(30歳)に相談、Cは「俺が知っているヤクザの幹部に頼んで取ってやる」と言うのでそれを了承して依頼した。ところが、Cは、しばらくして「Bは既に会社を辞め、所在がつかめず取り立てができなかった。いろいろとヤクザに動いてもらった分として、それ相当の謝礼は当然だ。無報酬では俺の顔がない」と言われ、AさんはCから更に数十万円を要求されている。

～暴力団を利用しない～

◆ 元交際していた女性の弟で、暴力団と関係のある者から債務がないのに強制的に借

用証書を書かされた。

熊本市内の無職Aさん（52歳）は、以前県外で、B子さん（50歳）と交際し同棲していたが、双方の性格が合わずに別れ、熊本に来て生活していた。ところが、最近になって、B子の弟（45歳）が熊本のAさんの住所を調べて訪問し、暴力団と関係があるような言動をして強制的に数百万円の借用書を書かされた。その後、分割で相手に支払っているが、これ以上支払いをさせられると生活ができない。

～理由のない書類は書かない～

◆ 交際し、結婚の約束までしていた暴力団員の男性に数百万円を工面させられた上、逃げられた。

県南の団体職員A子さん（30歳）は、出会い系サイトで知り合った県外の男性（32歳）と交際するようになり、そのうち、その男性から「結婚しよう」と持ち掛けられ、これを了承した。ところが、その男性は、県外の暴力団員で身体に入れ墨を入れていることも分かったが、男性が金に困っていたため、数回にわたり数百万円を工面して渡した。ところが、近く結婚という時になってその男性がいなくなり、連絡も取れなくなった。

～暴力団は信用しない～

※ 以上の相談事案は、いずれも刑事事件の可能性が強く認められたため、本人の了解を得て所轄の警察に連絡しています。また、毎月の速報でもお知らせしていますが、相変わらず、エセ右翼・エセ同和行為による、寄附金・書籍購読等の強要や手口が巧妙化した架空請求の事案等が後を絶ちません。対応要領はこれまでお知らせしているとおり、エセ右翼・エセ同和行為による強要は、キッパリと断ってください。架空請求は、無視してください。

◆ 暴力に関する困りごとは、早めにご相談ください。

相談電話 096-382-0333（無料・秘密厳守）

◆ 熊本市役所出張相談（民事介入暴力相談）

毎週月曜日（祝日・休日を除く）午前9時から正午まで

熊本市役所1階「市民交流サロン相談室」で開設しております。

秘密厳守・無料で、弁護士と専門のスタッフが適切にアドバイスいたします。

この速報は賛助会員のための情報ですので、ホームページ・機関紙などへの転写、活用はご遠慮ください。